

○指定管理者候補者選定要領

平成17年12月1日

(趣旨)

第1 この要領は、町の公の施設の指定管理者の指定に当たり、指定申請のあった法人その他の団体（以下「申請者」という。）の中から指定管理者候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

(審査会委員)

第2 申請者の中から指定管理者の候補者を選定するため、審査会委員を置く。

2 審査会委員は、公の施設を所管する課等の職員のうちから町長が命じる者及び職員以外の者で町長が委嘱した者（以下「審査員」という。）をもって充てるものとする。

(選定の基準)

第3 選定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設置目的に合致した管理運営が行われること。
- (2) 町民の平等な利用が確保されること。
- (3) 施設の利用が最大限に発揮されること。
- (4) サービスの向上が図られること。
- (5) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (6) 事業計画書に基づき継続して適正に管理することができる人的能力及び物質的能力を有すること。
- (7) 個人情報に適正に管理されること。

(審査の方法)

第4 申請者を公募した場合の審査は、第3の規定する基準に基づき施設ごとに定める「指定管理者候補者選定審査評価表」（以下「評価表」という。）に掲げる各審査項目について、提出された申請書類の内容審査及び聞き取りによる審査により、各審査員が5段階評価により各項目0点から4点までの評価点を付すことにより行い、さらにこの評価点に各項目にあらかじめ定める掛け率を乗じ、審査点を算定するものとする。

2 評価表の標準型は、別紙1のとおりとする。

3 評価表は、施設の設置目的や機能の特性に応じ、掛け率を変更し、又は小項目を追加若しくは削除することができる。

4 評価表の策定に当たっては、あらかじめ職員以外の審査員の意見を聞くものとする。

第4の2 申請者を公募しない場合の審査は、別紙2に定める「申請者を公募しない指定管

理者候補者選定審査評価表」(以下「公募しない場合の評価表」という。)に掲げる各審査項目について、提出された申請書類の内容審査及び聞き取りにより審査する。

(選定の方法)

第5 第4の審査の結果から、各審査員の総合点数の最も多い申請者を指定管理者候補者とする。ただし、いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。

2 前項の場合において、各審査員の審査点の総合点数の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者のうち、評価表の大項目(4)及び(5)の項目における各審査員の審査点の合計の最も多い申請者を指定管理者候補者とする。

3 前項の場合において、評価表の大項目(4)及び(5)の項目における各審査員の審査点の合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者のうち、評価表の大項目(4)及び(5)の項目における職員以外の審査員の審査点の合計の最も多い申請者を指定管理者候補者とする。

4 前項の場合において、評価表の大項目(4)及び(5)の項目における職員以外の審査員の審査点の合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者の中から、くじ引きによって指定管理者候補者を決定するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は、失格とする。

第5の2 第4の2の審査の結果から、各審査員が書類審査をおこなった公募しない場合の評価表の各選定項目において、審査員の3分の2以上が「適格」とした場合に指定管理者の候補者として選定する。

(評価表の公表)

第6 評価表は、あらかじめ公表するものとする。

(審査の公開)

第7 審査は、聞き取りによる審査に限り公開で行うことができる。

(選定結果等の公表)

第8 選定結果は、申請者全員に通知し、選定理由を公表する。ただし、公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項は公表しないものとする。

(庶務)

第9 選定に関する審査点の集計及び公表用の審査講評等の作成庶務は、指定管理者を指定

しようとする公の施設を所管する課等において処理する。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

この要領は、令和5年1月18日から施行する。

別紙1（指定管理者候補者選定審査評価表標準型）

1 書類審査

大項目		審査項目（中項目）		審査の視点（小項目）	掛け率
(1)	設置目的に合致した管理運営が行われること	(1)―1	設置目的に合致した管理運営に係る基本方針の策定	基本方針が施設の設置目的に合致しているか	1.0
(2)	町民の平等な使用が確保されること	(2)―1	町民の平等な使用の確保	一部の町民に対して、不利に利用を制限したり優遇したりすることはないか	1.0
(3)	施設の効用が最大限に発揮されること	(3)―1	施設効用の最大化	事業計画の内容が、具体的、現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるか	1.5
				施設の利用を促進させる方策（宣伝・広報等）がとられているか	1.5
(4)	サービスの向上が図られること	(4)―1	利用者に対するサービスの向上	自主事業の内容が、施設の設置目的に合致しており、利用者にとって魅力的なものとなっているか	3.0
				利用者への対応等の職員研修は計画しているか。	1.0
				利用者の要望・意見・苦情を把握し、改善に結びつける方策がとられているか	3.0
				管理運営全般について、定期的に評価し、改善に結びつける方策がとられているか	1.5

		(4)ー2	その他施設運営	施設の運営に利用者が関与することについて方策がとられているか（町民との協働の視点があるか）	3.0
				季節や天候に柔軟に対応できるか（除雪等）	1.0
				自主事業開催時に日常管理運営業務に支障が出ない体制となっているか	1.0
				緊急時対応や防災対策はとられているか	1.0
(5)	管理に係る経費の縮減が図られるか	(5)ー1	管理に係る経費の縮減	町の算定経費に対する縮減程度はどのくらいか、又その影響度合を把握し運営に支障が生じない対策を講じているか	3.0
				町の経費算定項目と比較して相違等があるか、又その影響度合を把握し運営に支障が生じない対策を講じているか	1.5
				経費の縮減及び効果的な管理運営のための創意工夫が見られるか	1.5
(6)	事業計画書に基づき継続して適正に管理することができる人的能力及び物理的能力を有すること	(6)ー1	人的能力	仕様書に基づいた職員配置になっているか	1.5
				職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制は講じられている	1.5

				か	
		(6)ー2	物的・経費的能力	施設の管理運営の実績はどうか (公的施設、他の施設)	1.3
				法人・団体としての施設管理の体制はどうか(施設現場に対する管理部門の支援体制等)	1.3
(7)	個人情報に適正に管理されること	(7)ー1	個人情報の管理	個人情報保護の管理体制はどうか(職員への周知、書類の保管、利用の適正)	1.0

2 聞き取りによる調査

大項目	審査の視点(小項目)		掛け率
(1)(2)(3)(4)(5)	ア	今回応募した動機はどのようなものか	1.0
(1)(2)(3)(4)	イ	施設の設置理念・目的及び政策課題を理解しているか	1.0
(4)(5)	ウ	収支予算を計画するに当たって経費の算定(縮減の工夫)をどのようにしたか	1.5
(4)(6)	エ	施設管理業務における安全・衛生管理対策はどのようなことを考えているのか	1.0
(6)	オ	人員の確保及び人材の育成をどのように行うのか	1.3
(1)~(7)	カ	その他、事業者としてアピールしたい点について	1.0

(注1) 採点基準

4点	特に優れている
3点	やや優れている
2点	標準
1点	やや劣っている
0点	特に劣っている

(注2) 掛け率について

最も重要な視点である設置目的に合致した運営、サービスの向上、管理経費の縮減を達成するものか否かを判断する項目のうち、特に優先される項目	3.0
---	-----

最も重要な視点である設置目的に合致した運営、サービスの向上、管理経費の縮減を達成するものか否かを判断する項目	1.5
安定した経営の能力を判断する項目	1.3
施設運営を行う者として、また個人情報の取り扱い者として基本的な管理義務であり、全体の評価に対する重きを置くべきではない項目	1.0

別紙2（申請者を公募しない指定管理者候補者選定審査評価表）

申請者を公募しない指定管理者候補者選定審査評価表

施設名：

選定項目 (規則第5条に規定する選定基準)	適格・不適格 (どちらかに「○」を記入)
設置目的に合致した管理運営が行われること。	適格 ・ 不適格
町民の平等な利用が確保されること。	適格 ・ 不適格
施設の利用が最大限に発揮されること。	適格 ・ 不適格
サービスの向上が図られること。	適格 ・ 不適格
管理に係る経費の縮減が図られること。	適格 ・ 不適格
事業計画書に基づき継続して適正に管理することができる人的能力及び物理的能力を有すること。	適格 ・ 不適格
個人情報に適正に管理させること。	適格 ・ 不適格

年 月 日

審査員氏名 _____ (署名)